

須賀川市内循環バス運行業務仕様書

1 運行方法

- (1) 運行日 毎週月曜日～土曜日（日曜日、祝日及び年末年始（12月31日～1月3日）は運休）
- (2) 運行経路 東循環バス（別表1参照）、西循環バス（別表2参照）、あおば循環バス（別表3参照）
- (3) 運行ダイヤ 東循環バス
1日9便（仲の町先回り4便、北町先回り：5便）ただし、土曜日は5便（仲の町先回り：2便、北町先回り：3便）
西循環バス
1日10便（公立病院先回り、市民温泉先回り：各5便）ただし、土曜日は6便（公立病院先回り、市民温泉先回り：各3便）
あおば循環バス（平日のみ）
1日5便（あおば先回り：3便、まちなか回り：2便）
（別表4参照。なお、時刻は年度途中で変更の可能性もあり得る。）
- (4) 運行期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
- (5) バス停留所 運行事業者は、当該運行に係るバス停留所を設置するものとし、バス停留所には時刻表、運行経路の表示を行うこと。ただし、既存のバス停留所を使用することもできる。また、バス停留所に係る新規または、追加設置や移設等に伴う費用負担及び、関係機関等への申請は、運行事業者が行うこととする。
- (6) 利用料 1回100円（小学生半額、福祉手帳所持者等半額、乳幼児無料）
1日200円（小学生半額、福祉手帳所持者等半額、乳幼児無料）
なお、1日200円の利用については、須賀川市内循環バスのみで利用ができるものとする。
運賃については、運行事業者が徴収するものとし、チケットの発券等の対応についても、運行事業者が行うこととする。
- (7) 使用車両 使用車両は小型または、中型バスとし、運行事業者が準備し、利用者に配慮した車両とするため、可能な限りノンステップバス等とする。
また、車両の車検及び、修繕等の維持管理については、運行事業者で行うこととし、故障等により使用できない場合、代替車両についても、運行事業者で準備すること。

なお、使用車両は、国土交通省の乗合運行許可を取得したものでなければならない。

- (8) 実績集計 乗車人員については、運行便におけるバス停留所ごとの乗降人数を日報に作成し、運行月の翌月の10日までに市に報告すること。

また、月間利用状況をまとめ、運行月の翌月10日までに市へ報告すること。

なお、日報及び月報については、市で様式を提供する。

- (9) 許可取得 運行事業者は、運行開始日までに当該路線についての国土交通省の認可である道路運送法第4条の乗合許可を取得し、運行開始日から運行を開始できること。

- (10) 緊急時の対応 事故が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに市に報告するとともに事故報告書を提出すること。

また、天災等の運行事業者の責によらない事由により、運行区間の全部または、一部が運行不能になった場合は、適正に対応すること。

- (11) 損害賠償 運行事業者は、運行の実施にあたり、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

2 委託料

- (1) 運行キロ当たり単価 運行事業者は、運行にかかる経常費用（運行キロ当たり単価）を市に提出するものとする。

- (2) 支払額 当該循環バス運行業務に係る経常費用（運行キロ当たり単価×実車走行距離）から、運行による収入、広告収入を差し引いた額とする。

- (3) 補助申請 本路線の運行については、須賀川市地域公共交通計画別紙に基づく地域内フィーダー系統の運行であるため、運行事業者は国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助金交付を受けるための申請書や交付額決定後の支払請求書等の必要な書類の作成補助を行うこと。

3 留意事項

運行事業者は、本業務を円滑に進めるため、本仕様に定めのない事項については市総合交通活性化協議会事務局と協議する。